

○公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程

法人規程第 15 号
平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則（平成 18 年法人規程第 10 号。以下「就業規則」という。）第 28 条の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）の教員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 2 条第 2 号に規定する教員のうち、公立大学法人福岡女子大学教員の任期等に関する規程（平成 18 年法人規程第 11 号）に基づき任期を定めて雇用される教員（以下「教員」という。）に適用する。

(給与の種類)

第 3 条 この規程による給与は、年俸、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び管理職手当とする。

(給与の支払い)

第 4 条 この規程に基づく給与の支払いについては、公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（平成 18 年法人規程第 14 号。以下「給与規程」という。）第 4 条の規定の例による。

(年俸)

第 5 条 年俸は、1 の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の正規の勤務時間（公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 18 年法人規程第 22 号。以下「勤務時間規程」という。）第 11 条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）における勤務に対する報酬であつて、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び管理職手当を除いたものとする。

2 前項の年俸は、基本年俸と業績年俸に区分する。

(基本年俸)

第 6 条 基本年俸は、法人の予算の範囲内で、各教員について次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して、毎年度、別に定める基準日に理事長が決定する。

(1) 職位

(2) 職務の複雑、困難及び責任の度合い

(3) 個人業績評価結果及び勤務状況並びに職務遂行能力（新たに教員となるものについては、当該教員の経歴、教育研究実績及び職務遂行能力）

(4) 前年度の給与

(5) 物価等の社会経済の動向及び他の類似の事業の従事者における給与水準の動向

(業績年俸)

第7条 業績年俸は、当該年度の年俸額（基本年俸と業績年俸の合計額をいう。）が、前年度の年俸額の100分の90から100分の110である範囲内において、教員の前年度の業績年俸額に、当該教員の前年度の個人業績評価の結果に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、新たにこの規程の適用を受ける教員となった者、前年度の個人業績評価の結果がない者その他この項の前段の規定により決定することが適当でないとして理事長が認める者については、当該教員ごとに理事長が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、業績年俸の決定に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

（基本年俸の月割支給）

第8条 基本年俸は、基本年俸の額の12分の1の額（以下「月割額」という。）を、毎月1回、給与規程第8条第2項に定める支給日に支給する。この場合において、月割額の算定に際し、円未満の端数が生じたときは、当該端数は、当該年度の最初の月割額の支給の際に合算して支給する。

2 年度の途中で基本年俸の額に変更が生じた場合は、変更前の基本年俸に基づく月割額により既に支給された基本年俸の額については変更後の基本年俸の内払いとみなし、変更後の基本年俸の月割額については、変更が生じた日の属する月の翌月から、変更後の基本年俸の額と月割により既に支給された額の合計額（当該変更が生じた日の属する月の月割額が未支給であるときは、当該合計額に当該月割額を加えた額）との差額を、変更が生じた日の翌月以降支給すべき月数で除した額を支給する。ただし、変更が生じた日が月の初日である場合は、変更後の基本年俸額と変更前に支給された月割額の合計額との差額を、その月以後当該年度内に支給すべき月数で除した額を支給する。

3 前項の場合において端数が生じたときは、変更後の月割額の最初の支給の際に合算して支給する。

（年俸の支給対象期間等）

第9条 次の各号に掲げる場合における基本年俸の支給については、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 新たにこの規程が適用される教員となった場合 その日から基本年俸を支給する。

(2) 離職（退職、解雇又は免職により、法人に雇用される教員でなくなった場合をいう。以下同じ。）した場合（次号に掲げる場合を除く。） その日まで基本年俸を支給する。

(3) 死亡その他の理事長が別に定める事由（以下「死亡等」という。）により離職した場合 死亡等の日の属する月まで月割額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、基本年俸の支給対象期間等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（日割計算等）

第10条 前条第1項第1号又は第2号の規定により基本年俸を支給する場合であつて、年度の初日から支給するとき以外のとき、若しくは年度の末日まで支給するとき以外のときは、その年度の基本年俸の支給額は、その年度の現日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

2 前条第1項第1号の規定に該当し、前項の規定により日割りによって計算して得られた基本年俸を支給する場合は、第8条第1項中「基本年俸の額の12分の1の額」とあ

るのは、「基本年俵を、基本年俵を支給すべき事由が生じた日の属する月から当該年度の3月までの月数で割った額」と読み替えて同項の規定を適用する。

- 3 教員が年度の途中でこの規程の適用を受ける教員となり、若しくは退職若しくは解雇され、又は年度のうち、給与規程第25条に規定する在職期間として算定されない期間があった場合に支給される業績年俵の額は、次項に定める場合を除き、基本年俵の支給の対象となる期間から当該在職期間として算定されない期間に係る日数を差し引いた日数を、当該年度の現日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数で割った数を第7条第1項により決定された額に乗じて得た額とする。この場合の日数の算定方法は、第1項の規定の例による。
- 4 教員が離職した場合において、前項の規定により計算した業績年俵の額が、離職前に業績年俵として既に支給された額（死亡等により離職した場合は、当該死亡等の事由が生じた日が業績年俵の支給日の属する月の前月であるときは、同月の翌月に支給が予定されていた額を含む。この項において同じ。）を超えるときは、当該教員に対し支給される業績年俵の額は、当該既に支給された額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、年俵の日割計算に関し必要な事項は、別に定める。
（年俵の返還等）

第11条 年度の途中で退職し（死亡等の場合を除く。）、又は解雇された教員は、当該年度に現に支給された年俵の総額が前条の規定に基づき計算して得られた年俵の額を超える場合は、その超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該教員に対し、未支給の給与がある場合及び退職手当が支給される場合は、労使協定で定めるところにより、法人に返還すべき額のうち未支給の給与及び退職手当の範囲内の額については、これを当該未支給の給与及び退職手当から控除することができる。
（業績年俵の支給）

第12条 業績年俵は、2回に分けて支給するものとし、給与規程第25条第1項に定める支給日（次項において「支給日」という。）に、次項により算定した額を支給する。

- 2 各支給日に支給される業績年俵の額（以下「期別支給額」という。）は、6月の期別支給額については6月の支給日において決定されている業績年俵額の2分の1の額とし、12月の期別支給額については、12月の支給日において決定されている業績年俵額から6月に支給した期別支給額を控除して得た額とする。この場合において、6月の期別支給額の算出の際に円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第10条第3項に規定する場合における業績年俵の支給については、理事長が別に定める。
- 4 前3項に定めるもののほか、業績年俵の支給に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。
（業績年俵を支給しない場合等）

第13条 業績年俵の支給については、給与規程第26条及び同規程第27条の規定を準用する。この場合において同規程第26条及び同規程第27条中「期末手当」とあるのは「業績年俵」と、同規程第26条中「前条第1項」とあるのは「教員年俵規程第12条第1項」と読み替えるものとする。

(諸手当)

第14条 通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当及び管理職手当の額、支給要件、支給方法等については、給与規程の例による。この場合において、給料月額を基礎として算定する手当については、基本年俸の月割額を基礎として算定するものとする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は給与規程第20条各項の規定に、休日勤務手当は給与規程第21条各項の規定に、夜間勤務手当は給与規程第22条の規定にそれぞれ準じて支給する。これらの場合において、勤務1時間あたりの給与額については、次条の規定により算定した額とする。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、管理職手当が支給される職にある教員に対しては支給しない。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第16条 前4条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第7条に規定する基本年俸の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間規程第8条第3号及び第4号に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に8時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 教員が勤務しないときは、給与規程第19条の規定の例により、理事長の承認があった場合等を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。この場合において「勤務1時間あたりの給与額」は、前条に定めるところによる。

(休職者の給与)

第18条 教員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教員が、結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本年俸の100分の80の額及び業績年俸の100分の50の額を支給することができる。

3 教員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまでは、基本年俸の100分の80の額及び業績年俸の100分の50の額を支給することができる。

4 教員が、就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本年俸の100分の60以内を支給することができる。

5 教員が、就業規則第15条第1項第3号又は第4号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、基本年俸の100分の100の額及び業績年俸の100分の70の額以内を支給することができる。

6 教員が、就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされたときは、別段の定め

がない限り、前 5 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等取得者の給与)

第 19 条 公立大学法人福岡女子大学職員育児休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 23 号）の定めるところにより育児休業等をする教員の給与については、給与規程第 30 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号の規定を準用する。この場合において、同条中「第 23 条」とあるのは「年俸規程第 16 条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(介護休業等取得者の給与)

第 20 条 教員が公立大学法人福岡女子大学職員介護休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 24 号）に定めるところにより介護休業等をする場合は、その期間の勤務しない 1 時間につき第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与を減額して支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(端数計算)

第 21 条 この規程により計算した給与の額において、給与の種類ごとに（年俸にあつては、併せて基本年俸及び業績年俸ごとに）、円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第 22 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 就業規則附則第 3 項に規定する承継職員である教員（以下「承継教員」という。）に係るこの規程による給与については、第 3 条に規定するもののほか、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当を支給するものとし、併せて基本年俸の一部として基本年俸の調整額を支給する。この場合における手当等の額、支給要件等については給与規程の例によるものとし、給与規程中、「給料の調整額」とあるのは「基本年俸の調整額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合においては、第 5 条中「管理職手当」とあるのは、「管理職手当並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当」と読み替えるものとし、これらの手当のうち、給料月額を算定基礎とするものについては、基本年俸の月割額を算定基礎として計算する。

4 承継教員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、法人の成立の日の前日に福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 51 号。以下「学校職員給与条例」という。）その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

5 平成 18 年度における承継教員の基本年俸の額については、法人の成立の日の前日に学校職員給与条例に基づき受けていた給料月額の 12 倍とし、業績年俸の額については、

第7条第1項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。ただし、これによることが適当でないと理事長が認める場合は、この限りでない。

- 6 承継教員については、第10条第3項に規定する在職期間については、この規程の施行日の前日までに福岡県において勤務していた期間を通算する。

(平成18年度における年俸の特例)

- 7 第6条及び第7条の規定にかかわらず、教員の基本年俸額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額の範囲内で理事長が定める額を支給する。ただし、手当（給与規程第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）の算出の基礎となる手当を含む。）の額及び勤務1時間当たりの給与額（給与規程第19条に適用する場合を除く。）の算出の基礎となる年俸額は、これらの規定により定められる額とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年11月30日から施行する。